

第 77 回全国労働衛生週間スローガン募集要項

1 趣旨

例年、事業場における自主的労働衛生活動の促進を図るため、10 月 1 日から 10 月 7 日まで全国労働衛生週間を展開している。

今年度で 77 回目となる同週間のスローガンについて、労働衛生意識の高揚と事業場における自主的労働衛生活動の促進を図る内容とするものを（以下のとおり業務上疾病の発生を未然防止するための取組等も含む）募集する。

- ・労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の把握や医師の面接指導等の実施のみならず、時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- ・ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組等メンタルヘルス対策の推進
- ・労働災害の予防的観点からの高年齢労働者に対する健康づくり（健康や体力の状況を客観的に把握することや身体機能の維持向上への取り組み）の推進
- ・第三次産業（社会福祉施設等）及び陸上貨物運送事業における腰痛予防対策の取組の推進
- ・化学物質の危険性・有害性情報の伝達のためのラベル表示及び SDS（安全データシート）交付の促進、危険・有害な化学物質に対するリスクアセスメントの実施による化学物質管理の推進
- ・「治療と就業の両立支援指針（令和 8 年厚生労働省告示第 28 号）」の周知啓発を通じた事業場における治療と就業の両立支援の推進

2 募集範囲

特に定めのないものとし、ホームページ等を通じ広く募集する。

3 募集方法

別添応募用紙の様式の外、電子メール及びはがきによるものも受け付ける。

4 提出先

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 労働衛生課 業務第二係宛て

5 募集期間

令和8年4月1日から4月30日 予定※1ヶ月間

6 選考

厚生労働省において選考し、入選作1編を決定する。

ただし、採用作品については、一部修正して使用することもある。

7 使用目的

第77回全国労働衛生週間の実施に当たって、各種広報活動、週間行事の実施等に際して活用し、提供された個人情報を含めそれ以外の目的では使用しない。なお、採用された場合、応募者の氏名・都道府県を併せて使用する場合があります。